

令和 2 年 9 月 1 日

宮城県内自動車運送事業者各位

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された 3 件の事案については、事案 1 の運転者は法定速度を超えた走行を繰り返しており、また、事案 2 の運転者は運転中にもかかわらず携帯電話での通話や地図アプリを操作していたことから、運転者に対する指導・監督及び教育において形式的なものではなく、運転者に内容を理解させ習得させること等が必要とされています。さらに、事案 2 では運行開始後に電話にて始業点呼を行っており、また、事案 3 では運行管理者が不在となり安全運行に必要な指示がなされていなかったことから、適切な運行管理の実施体制を整えること等が必要とされています。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にいただき、積極的に取り組み輸送の安全に万全を期すようお願いいたします。

なお、本委員会の発足から令和元年 7 月までに議決された 37 件の事故について、別添 4 のとおり、①事故全体の分析や、事故の類型化を行うとともに、②これまでの再発防止策の提言内容と、当該提言を踏まえた各種取組状況について検証を行ったうえで、③今後の本委員会のあり方についての方向性をとりまとめ、これまでの 5 年間を総括し公表しましたので併せて周知お願いいたします。

記

〔重要調査対象事故〕

- ・事案 1 タクシーの衝突事故（神戸市中央区）：別添 1
- ・事案 2 大型トラックの衝突事故（岐阜県多治見市）：別添 2
- ・事案 3 大型トラクタ・セミトレーラの追突事故（石川県かほく市）：別添 3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記 URL より確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

タクシーの衝突事故（神戸市中央区）

別紙

【概要】

平成30年5月14日14時48分頃、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、追い越しのためのはみ出し禁止区間であるにもかかわらず、前方車両を追い越すため対向車線側に入り、大型トラック・セミトレーラと正面衝突。

【背景】

- 運転者 ・追い越しのためのはみ出し禁止区間で対向車線に速度超過で進入するなど他にも交通法令を無視した危険な運転行為が常態化。
 - ・乗客へのシートベルト着用が不徹底。
- 事業者 ・運行記録計の記録をみると速度超過が顕著であるにもかかわらず、運転者に注意喚起を怠っていた。
 - ・健康診断の結果、視力の低下がみられ、「要精密検査」の診断を受けていたが、受診状況を確認していなかった。
 - ・適性診断の結果、「先を急ぐ傾向が強い」など指摘されていたが、運転者自らに運転特性を自覚させるための指導教育が不十分。

【再発防止策】

- 運転者 ・乗客の安全・安心がすべてに優先する運転行動を徹底しましょう。
 - ・乗客にシートベルトの着用を徹底しましょう。
- 事業者 ・運転者が危険運転をしていないか、定期的に運行記録やドライブレコーダーの映像をチェックして、それを活かした指導教育に取り組みましょう。
 - ・運転者の健康診断結果、適性診断結果等を参考に乗務管理を適切に行いましょう。



大型トラックの衝突事故（岐阜県多治見市）

【概要】

平成29年8月30日13時46分頃、大型トラックが高速道路を走行中、**道路工事のため駐車していた工事用車両に気付くのが遅れて衝突**。事故の衝撃で積み荷の一部が高架下の国道に落下。



【背景】

- 運転者
 - ・事故の30分以上前から、**携帯電話での通話に意識が集中し**、車線逸脱や道路工事による速度規制及び車線規制への注意が疎かなまま、**高速度で運転を継続**。
 - ・運転経路を確認するために携帯電話の地図アプリを操作し、**前方不注視の状態**で運転を継続。
- 事業者
 - ・**運転中の携帯電話使用の危険性についての教育**は行われていたが、結果として徹底が**不十分**。
 - ・運行開始後に電話にて始業点呼を行う等対面による点呼が行われず運行の安全を確保するために必要な確認や指示が適切に行われていない場合があるなど、**運行管理の実施体制が一部不適切**。



【再発防止策】

- 事業者
 - ・運行管理者に対し、運転者に対する**指導教育が形式的なものにならないよう**、常に**運転者の習得の程度を把握**しながら進めるよう指導しましょう。
 - ・運転者に対する点呼や必要な指示等が確実に実施できるよう、**運行管理の実施体制を整え**ましょう。

大型トラック・セミトレーラの追突事故（石川県かほく市）

【概要】

平成26年7月2日10時31分頃、大型トラック・セミトレーラが前方を十分注視せず、進路の安全確認不十分のまま、車線境界線塗り替え作業に従事していた普通トラック（道路維持作業用自動車）に追突。



【背景】

- 運転者 ・前方を注視せず、安全確認不十分のまま漫然と進行したため、普通トラックに気付くのが遅れ、咄嗟にブレーキを踏んだが間に合わず追突。
- 事業者 ・夜間から早朝にかけて出庫又は帰庫する運転者に対して点呼を実施しておらず、酒気帯びの有無、疾病・疲労の確認等、安全運行に必要な事項の確認や運転者に対する指示が不十分。
 - ・1日の拘束時間や連続運転時間の超過及び休息期間の不足など改善基準告示違反が多数確認。



【再発防止策】

- 事業者 ・運行管理者が不在となるなど不適切な運行管理体制を是正しましょう。
 - ・運行管理者に対し、点呼を確実に実施し、運転者の疲労や健康管理等を確認するとともに、安全運行のために必要な指示を行うよう指導しましょう。
 - ・運行管理者に対し、運転者の勤務状況や拘束時間を把握し、適正な乗務管理を行うよう指導しましょう。



事業用自動車事故調査委員会5年総括(概要)

事業用自動車事故調査委員会は、平成26年6月の設立後、多面的・科学的な分析を行い、その分析結果や再発防止策等を報告書として公表することで、「事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明」や「より客観的で質の高い再発防止策の提言」等の社会的要望に応えてきた。

本委員会の発足から令和元年7月までの5年間に議決された37件の事故について、①事故全体の分析や事故の類型化を行うとともに、②これまでの再発防止策の提言内容と当該提言を踏まえた各種取組状況について検証を行った上で、③今後の本委員会のあり方についての方向性をとりまとめた。

【調査対象37件の事故】

事故調の5年間、37件の調査において、運行管理の背景、事故に至るプロセス、運転者の心身の状態や運転操作等を考慮して、事業用自動車の事故からバランス良く選定し、網羅的な再発防止策を提言。



[再発防止策の提言を踏まえた国交省の取組]
 本委員会のこれまでの再発防止策の提言等を踏まえた国交省の主な取組。
 ・「睡眠不足に起因する事故の防止対策の強化」(睡眠不足による乗務の禁止等)
 ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改正(フレキシタンク確認内容明確化)等

パターン	類型化			国交省の取組	
	件数	特重	重要	制度改正	通知
I : 過労運転による居眠り事故	11	2	9	12	8
II : 体調急変や体調不良による事故	4	3	1	7	5
III : 前方不注意(脇見運転)による事故	6	0	6	8	3
IV : 速度超過状態で走行するセミトレーラの横転事故	4	0	4	2	0
V : 周囲の状況や積荷に合わせた適切な運転操作ができなかったため発生した事故	10	2	8	22	10
その他: 車両故障、飲酒	2	1	1	5	4
計	37	8	29	56	30

【これまでの調査・分析等の体制について】

①選定した事故は、大きく5つの類型に分類。また、飲酒運転や車両故障に起因する事故も選定。特別重要調査対象事故は、特別体制を組み、詳細な分析等を行うことで、社会的要望に対応。

②各地方運輸局等の担当者による迅速・適切な調査の実施に向けて、全国研修において、交通事故総合分析センター職員による研修も実施。

③丁寧なヒアリングにより、事故当事者に対する調査の深掘りを実施。

④実証実験は、事故当時の状況を再現する非常に有効な調査手法となった。

⑤幅広い見地から、可能な限り網羅的に再発防止策を示すことで、自動車運送事業者に対し、様々な視点からの安全対策の実施を確保。

⑥科学的、専門の見地からの調査・分析内容を網羅的かつ正確な発信に努めるとともに、ホームページ掲載に加え報告書の公表にあたり記者会見を開催するなど、広報も適切に実施。

【今後のあり方について】

①事故が及ぼしうる社会的影響を的確に読み取り、調査対象事故の選定につなげていく。

②迅速かつ適切な調査に向け、引き続き、交通事故総合分析センターと各地方運輸局等が連携し、調査担当者のレベル向上に資する取組を進める。

③調査、分析にあたっては、事故当事者の口述に加え、必要に応じ、幅広い関係者(業界団体、同業他社等)にも調査を行う。

④必要に応じ、実証実験を行い、当時の運行状況の再現や、事故関連機器の作動状況の確認等を分析し、客観的で質の高い再発防止策につなげる。

⑤再発防止策の提言にあたっては、優先順位の高い内容を中心にメリハリを利かせるなど、柔軟な対応を行う。また、再発防止策の内容は、事業者にとって分かりやすく、実践的なものにする。

⑥報告書のほかに、事故の背景、再発防止策等が一目で平易に理解することができる資料を用意するなど、報告書の内容の実践につなげてもらえる取組を推進、また、自動車運送事業者以外にも幅広く周知を図る。

